

障害児支援分野における地方自治体との連携会議 質問への回答について（令和6年3月15日）

番号	質問内容	回答
1	<p>【基本報酬におけるきめ細かい評価について】 基本報酬が支援時間による区分になったことで、利用者についても、同日内に複数の事業所に通い、複数の事業所で同日に報酬を算定することが可能になるでしょうか。</p>	同日に複数事業所の利用を認めるものではありません。
2	<p>【基本報酬におけるきめ細かい評価について】 「個別支援計画に定めた提供時間」に送迎の時間は含まれますでしょうか。</p>	送迎の時間は含まれません。
3	<p>【肢体不自由児通所医療の受給者証について】 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化により、肢体不自由児通所医療の受給者証への記載内容（「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」P31～32）は、変わらないという認識で合ってますでしょうか。 変わるのであれば、変更事項を教えてくださいませんか。</p>	肢体不自由児通所医療費の記載内容は変わりません。